



埼玉県発行

目次

告示

- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生課) 一
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課) 一
- 平方土地改良区の役員就任届 (さいたま農林) 二
- 矢来用水堰土地改良区の役員就任届 (東松山農林) 二
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 三
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 三
- 県道秩父兄玉線の供用の開始 (秩父県土) 三
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 三
- (越谷建築安全センター) 四
- () 四

告示

埼玉県告示第九百十号
朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十一年六月二十三日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百一十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月二十三日

埼玉県知事 上田清司

- 一 届出の概要等
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツモトビル
入間郡三芳町大字藤久保三百五の一
 - ロ 変更の概要
 - 駐車場の自動車の出入口の位置
 - (変更前) 出入口 位置 図面省略
 - (変更後) 出入口 位置 図面省略
 - 駐輪場の位置
 - (変更前) 駐輪場 位置 図面省略
 - (変更後) 駐輪場 位置 図面省略
 - ハ 変更年月日
 - 平成二十一年六月二十七日(駐車場の自動車の出入口の位置)
 - 平成二十二年二月十二日(駐輪場の位置)
 - 二 届出年月日
 - 平成二十一年六月十一日
 - 三 縦覧期間
 - 平成二十一年六月二十三日から平成二十一年十月二十三日まで
 - 三 縦覧場所
 - 埼玉県産業労働部商業支援課
 - 埼玉県南西部地域振興センター
 - 四 意見書の提出
 - 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。
 - イ 意見書提出期間
 - 平成二十一年六月二十三日から平成二十一年十月二十三日まで

口 意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
平方土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年六月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任
職名 氏名 住所

理事	今川雄一	上尾市大字平方五三九番地
同	永島稔夫	同 同 九七〇番地
同	山田高次	同 同 九一六番地
同	今川修一	同 同 七三二番地
同	市川明次	同 同 一一四七番地
同	浜野太平	同 同 一八〇四番地二
同	大塚金太郎	同 同 二六六二番地
同	永島広忠	同 同 五九一〇番地一
同	石川直次	同 同 西貝塚一三九番地
同	大竹栄次	同 同 平方二一四番地
同	今川一義	同 同 九七一〇番地一
同	濱野正子	同 同 一〇〇八番地
同	國嶋隆幸	同 同 四九三番地
二 退任	職名 氏名	住所
同	今川雄一	上尾市大字平方五三九番地
同	永島稔夫	同 同 九七〇番地
同	山田高次	同 同 九一六番地
同	今川修一	同 同 七三二番地

理事 市川明次 上尾市大字平方一一四七番地

同 大塚金太郎 同 同 二六六二番地

同 市川茂 同 同 二〇六七番地

同 石川直次 同 同 西貝塚一三九番地

同 大竹栄次 同 同 平方二一四番地

同 今川一義 同 同 九七一〇番地一

同 濱野昭一 同 同 一〇〇八番地

同 新井健太郎 同 同 二六七四番地

埼玉県告示第九百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
矢来用水堰土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名
及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十一年六月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任
職名 氏名 住所

理事	滝瀬敏男	東松山市大字下野本九七二番地
同	柴生田照美	同 同 七八五番地
同	丸山俊一	同 同 九二二番地
同	飯嶋徳造	同 同 上野本一七三七番地
同	杉浦重男	同 同 下野本九四四番地
同	千代田政秋	同 同 今泉五九二番地
同	清水正	同 同 下押垂一七番地三
同	清水茂	同 同 上押垂九一〇番地
同	横田利夫	比企郡川島町大字長楽二六六番地一
同	加藤元之	東松山市大字下野本七二九番地三
同	新井正義	同 同 今泉一八五番地一
同	山口勝夫	同 同 下野本八〇二番地
二 退任	職名 氏名	住所

職名	氏名	住所
理事	山口賢一	東松山市大字下野本六一八番地一
同	蓮沼康郎	同 上野本一七二一番地
同	成川好一	同 下野本九三〇番地
同	長谷部霞	同 上押垂一一七番地
同	村山進一	同 今泉六一〇番地
同	澤田勝治	同 下押垂二二一番地
同	鈴木進	比企郡川島町大字長楽四二二番地
同	矢部明	東松山市大字下野本一〇三三番地
同	山口勝夫	同 同 八〇二番地
監事	小峰喬	同 今泉八六番地
同	加藤元之	同 下野本七二九番地三
同	杉浦重男	同 同 九四四番地

埼玉県告示第九百十四号

流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第

一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたと、告示する。

平成二十一年六月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号 第二〇〇八―四六一―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県南埼玉郡宮代町字中六九五―二他四八筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 一九四五・六五立方メートル

埼玉県告示第九百十五号

流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第

成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたと、告示する。

平成二十一年六月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号 第二〇〇七―一一―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

新座市野火止五丁目五―一外四八筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 一四一六・〇立方メートル

浸透効果量 〇・四三五立方メートル毎秒

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 山木幸夫

その関係図面は、平成二十一年六月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
秩父児玉線	秩父市蒔田字諏訪五八番一地从先から同市小柱字釜の上四六八番一地从先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十一年六月二十三日	平成二十年七月二十九日埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十四号で告示した道路予定区域の新Bの供用開始である。 延長一・二二・四〇メートル

埼玉県川越建築安全センター所長告示第

三十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百

の発行行為に関する工事が完了したの

平成二十一年六月二十三日
埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年五月十八日

指令川建セ第二〇〇一四八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月十七日

第二一〇〇三六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字青山字木ノ下一五

四一―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字上古寺六二〇

齊藤 博之

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一 男

一 許可番号

平成二十一年五月十八日

指令越建セ第二一〇〇七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月十一日

第七八一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字西原四四四―一、

―三、―七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字西原四四四―三

島村 哲良、島村 和良

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一 男

一 許可番号

平成二十一年三月十九日

指令杉整第二〇〇一八二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月十五日

第八二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字中六九五―二、六

九六―一、―三、―四、―五、六九八

―一、―二、―三、六九九―一、―二、

―三、―四、―五、―六、―七、七二

〇―一、―二、―三、―四、七二―一

一、―二、―三、―四、七二―一、

―二、―三、七二―一、七二―四、七

一五―一、―二、七二―一、―二、

七二―一、―二、―三、―四、―五、

―六、七二―一、―三、―四、―五、

―六、七二―一、―二、―三、七二

〇、七二―一、―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都葛飾区お花茶屋二一六一―

学校法人共栄学園

理事長 岡野 實

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 号 〇四八―八二四―二二―一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇―一(代表)